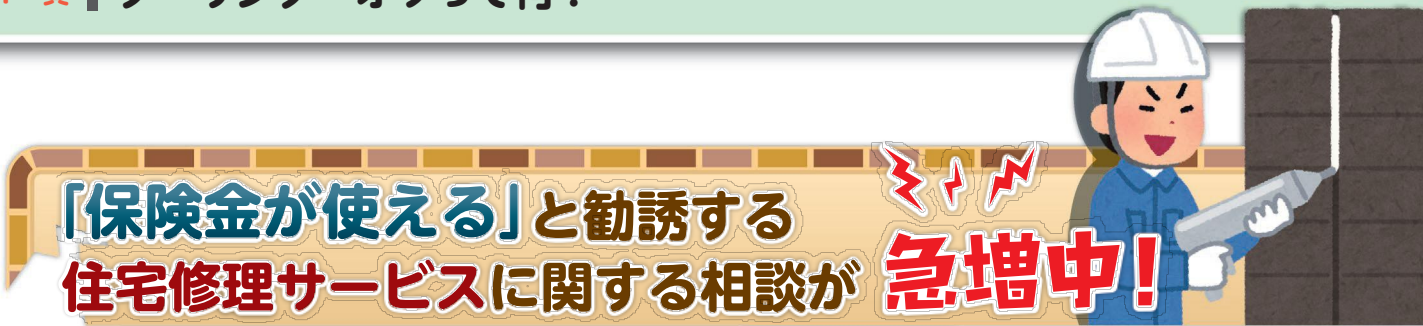




# 消費生活情報紙 すはいす

令和2年10月  
(2020年)  
第128号

- 表紙 | 「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が急増中！
- 2,3頁 | その契約、ちょっと待って！  
「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関するトラブルにご注意！！
- 4頁 | クーリング・オフって何？



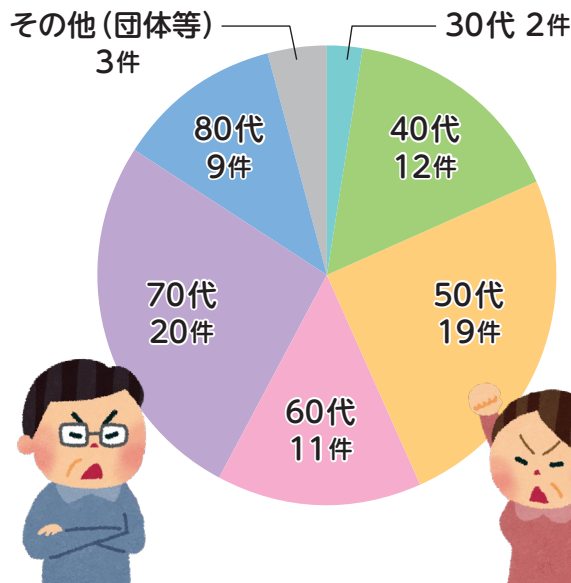
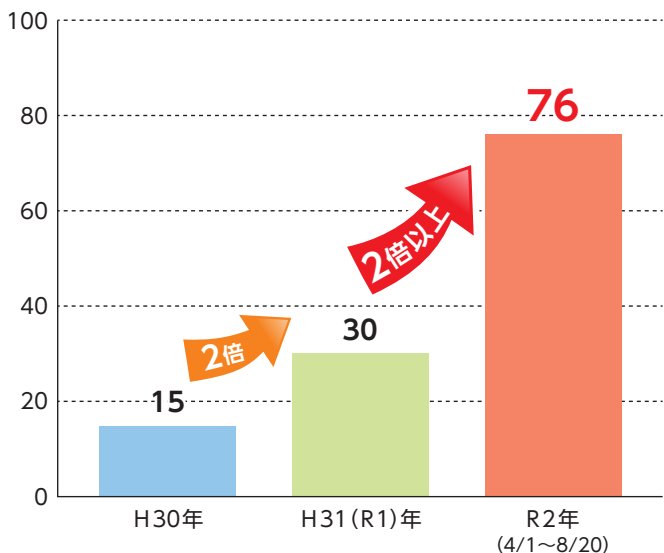
## 「保険金が使える」と勧誘する住宅修理サービスに関する相談が

## 急増中!

相模原市に寄せられた相談件数(グラフ①)

相談者の年代別割合(グラフ②)

相談件数(単位:件)



今年度の4月から8月までの5か月間だけで、昨年度に寄せられた相談件数を2倍以上上回っています(グラフ①)。近年は台風や集中豪雨、地震などの自然災害も多数発生しており、今後も同様のトラブルが発生しやすいと考えられます。

相談者の年代別割合では、中高年より上の年代からの相談が多いことがわかります(グラフ②)。中には、高齢により判断力が低下しており、業者の巧みな言い方に誘導されて、よくわからないまま契約をしてしまう人もいます。このようなトラブルを防ぐには、普段と違う様子に気づき、声かけを行うなど、家族や周囲の人の見守りが大切です。困ったときは、消費生活センターへご相談ください。

その契約、ちょっと待って!

# 「保険金を使える」と勧誘する 住宅修理サービスに関する トラブルに**ご注意!!**

「火災保険などの損害保険を使って自己負担なく住宅の修繕ができる。」などと勧誘する住宅修理サービスに関する相談**急増中!!**

## 相談事例①

### 違約金の請求!?

突然業者が来訪し、「保険金を使って屋根の修理が出来る。」と言われ火災保険の代理申請書に署名した。数日後再び訪問があり、屋根の写真を撮って帰った。修理代金の見積書はもらっていない。「解約する場合は保険金の35%を違約金として請求する。」と、申請書に書いてあった。よく考えると工事の必要はないので断りたい。



## 相談事例②

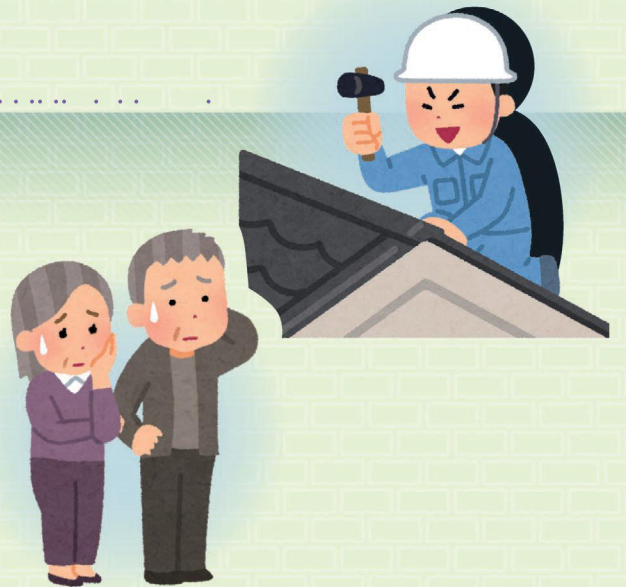
### 保険金が出ない!?

自宅に突然やってきた業者に「雨どいが傷んでいる。昨年の大型台風の被害に違いはない。保険金を使って修理できる。火災保険申請を代行する。」と言われたので依頼した。その後、保険会社から電話があり、「自然災害による傷みではないと考えられるので保険金はない。」と言われた。

## 相談事例③

### 追加の請求!?

「保険金を使い屋根の修理が出来る。」と業者に勧誘され契約した。その後、保険金が出て、業者が修理工事をした。契約前、「保険金の範囲内で修理をする。」と言っていたはずが、追加料金を10万円請求された。支払わなければならないのか。



### 勧誘の特徴

- 「保険金を使って、自己負担なく無料で修理ができる。」
- 「保険金が出る範囲内で家の修繕ができる。」
- 「保険で家の修理ができるか、まずは家を見させてください。」等、保険金で修理が出来るという勧誘に関する相談が多数寄せられています。

## アドバイス

- 突然の訪問販売に注意しましょう。事前に電話がある場合もありますが、不要な訪問は断りましょう。
- 保険申請書や代理申請書にサインをする前に、契約している保険会社に状況を伝えましょう。保険会社への連絡や確認は自分自身で行いましょう。
- 損害保険は自然災害による破損が対象です。経年劣化は保険の対象外です。
- 訪問販売の場合は、一定期間内であれば無条件で契約を解除できるクーリング・オフ制度が適用できる場合があります。(詳しくは4ページ目へ)





## クーリング・オフって何？

クーリング・オフは、一度契約をした場合でも、その契約について再考できるようにし、一定の期間内であれば無条件で契約の解除などができる制度です。ただし、クーリング・オフができるのは不意打ち性の高い一部の契約や仕組みが複雑な取引に限られています。通信販売や自分から出向く店舗購入にクーリング・オフの適用はありません。

### ■ クーリング・オフができる期間（書面を受け取った日を含む）

8  
日間

- ・訪問販売（寝具類、リフォーム工事など）
- ・電話勧誘販売
- ・特定継続的役務提供（エステ、学習塾、結婚相手紹介サービスなど）
- ・訪問購入（押し買い）

20  
日間

- ・連鎖販売商法（マルチ商法）
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）

上記以外にも、クーリング・オフができる場合、できない場合があります。  
国民生活センターのホームページ（テーマ別特集＞クーリング・オフ）にも詳しく紹介されています。

消費生活にかかわる安全・安心情報をお届け！

相模原市消費生活LINEマガジン・  
メールマガジンを配信中！

気を付けてほしい  
悪質商法や製品事故、  
楽しいイベント情報  
などをお届けします！

#### LINEマガジンの登録方法

- ① 右記QRコードを読み取り、アカウントを登録
- ② トーク画面の「受信設定」から受信する内容を選択
- ③ 「防犯」のうち「契約トラブル・悪質商法（消費生活情報）」にチェックを入れて登録

「相模原市  
LINE公式アカウント」  
QRコード



#### メールマガジンの登録方法

- ① 右記QRコードから読み込んだアドレスへ空メールを送信
- ② 届いた本登録用のメールから登録フォームにアクセス
- ③ 必要事項（年代・性別・お住まいの地域を選択）を入力
- ④ 登録ボタンを押す



「消費生活  
メールマガジン」  
QRコード

消費生活  
相談窓口  
のご案内

## 消費生活総合センター

☎ 042-776-2511

中央区相模原 1-1-3 シティ・プラザさがみはら内（JR相模原駅 セレオ相模原4階）

相談日時：毎日（年末年始を除く）午前9時～午後4時

※第2・第4金曜日は午後6時まで  
※土・日・祝日は正午～午後1時はつながりません

発行 ● 相模原市消費生活総合センター    電話 ● 042-776-2598    FAX ● 042-776-2814